

# 公立小松大学 内部質保証の方針

本学は、自律的な組織として、その使命や目的の実現に向け、自らが行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、絶えず改善・向上に取り組む内部質保証の方針を次のとおりとする。

## 1 内部質保証の基本的な考え方

### (1) 内部質保証の対象

内部質保証の取組は、教育研究活動（付帯する学生支援、教育研究環境、組織・教職員体制などの管理運営を含む。）を対象とし、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（以下「3つのポリシー」という。）に則した学修成果に重点を置いて行う。また、本学の設置の理念、使命、中期目標・計画の枠組みを踏まえ、その重要性に鑑み本内部質保証の取組を社会連携まで拡大することとする。

本学の内部質保証の取組は、教育、研究、社会連携及び付帯する管理運営を含む本学が行うすべての活動（以下「教育研究活動等」という。）を対象とする。

### (2) 自律的な取組

学部、研究科、附属施設、各種委員会等の教育研究活動等の主体は、教育、研究、社会貢献などの活動分野の方針に沿った目的、計画を踏まえて、質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示する、自律的な自己点検・評価をベースとした改革・改善につなげる内部質保証の取組を行う。

### (3) アセスメントプランによる教育の質保証

教育活動に関しては、学修成果の可視化や3つのポリシーを起点とするPDCAサイクルを確立するため、データ・指標、実施方法などを「アセスメントプラン」として策定する。（アセスメントプランは別に定める。）

### (4) 点検と総合評価

内部質保証のPDCAサイクルは、本学の理念、目的に沿って、活動主体が行う教育研究活動等に、定期的かつ継続的な取組として包含して展開する。教育プログラム等については、定期的にデータ収集等による点検を行ったうえで、その結果を踏まえて、総合的な評価を、教育プログラムの完成年次や中期目標・計画、認証評価のサイクルを考慮して、一定期間を経た後に行う。

### (5) 3つの階層の有機的連携による内部質保証

内部質保証のサイクルは、全学レベル、学部・研究科・附属施設等の組織レベル、教員レベルの3つの階層において、それぞれの活動主体を単位として実施することとし、上位階層は、下位階層の取組を点検し、その権限と責任の下に承認、改善指示を行うなど、3つの階層が相互に連携した大学全体の内部質保証の取組を行う。

### (6) エビデンスに基づく点検・評価

点検・評価は、客観的で多面的なエビデンスに基づいて行うことを基本とする。そのため、データを収集、蓄積し常に進捗状況を確認できるよう、IR（Institutional Research）的な機能を既存の組織に付与する。

### (7) 多様なステークホルダーの視点を踏まえた点検・評価

内部質保証は、客観的なエビデンスの他、学生や職員の意見、地方独立行政法人評価委員会等外部評価機関による評価結果、卒業生・就職先企業等へのアンケート結果など、多様なステークホルダーの視点も踏まえて行う。

#### (8) 外部評価への活用

本方針の下に策定する評価基準等は、点検等によって収集する情報が認証評価機関や法人評価委員会等の評価に活用できるように調整を行い、評価業務の負担軽減、円滑化を図る。

#### (9) 教職員の質の向上と意識・行動変容への活用

内部質保証の取組は、教職員、部局長等の業績評価に活用し、教職員の質の確保・維持・向上を図るとともに、教職員の意識や行動の変容を促すことにつなげる。

### 2 内部質保証の体制

(1) 全学レベルの内部質保証を実施するとともに、本学の内部質保証推進に関する最終権限と責任を負う組織として、学長を委員長とする「自己点検評価・内部質保証推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。教育活動に関しては、推進会議の指示の下、副学長を委員長とする「教育企画委員会」が、学修成果に重心をおいた3つのポリシーを起点としたPDCAサイクルを確立する。教育企画委員会は、全学的な教育改革に関する企画・立案を行い、これを推進する。

(2) 組織レベルの内部質保証は、教育研究活動等の主体となる組織の長の権限と責任の下で行う。但し、教育活動については、3つのポリシーが一体的かつ整合性あるものとして機能していることが重要であり、学部・研究科は、学位プログラムを基本単位に、アセスメントプランに沿ってPDCAサイクルを機能させる。

(3) 教職員の選考、任用など人事に関する事項については、全学的な内部質保証の見地から、その必要性、将来性等を吟味し、所定の手続きを経て決定する。

### 3 手続き

本学における内部質保証の手続きは、以下に記載する項目を循環し継続して実施することを基本とする。

(1) 本学の使命、理念を踏まえ、全学レベル、組織レベル、教員レベルの各階層において、それぞれの使命や役割、計画等、取組方針（Plan）を上位階層の承認を得て整備する。

(2) 各階層において、教育研究活動等の主体は、取組方針を踏まえ所管事項を実施（Do）し、その結果について、自己点検・評価（Check）するとともに改善案を作成する。

(3) IR的な機能を付与された組織は、客観的で多面的なエビデンスに基づいた自己点検・評価に資するため、アセスメントプランに基づき、根拠となるデータを収集、加工、分析し、各組織、教員に提供する。

(4) 各階層において、自己点検・評価結果と改善案を上位階層に報告する。上位階層はこれを点検し、承認または改善指示をフィードバックし、必要なフォローアップを行う。

(5) 推進会議の決定を基に、学長は評価・改善案を承認または代替案を決定する。あわせて、内部質保証のPDCAサイクルが機能していることも確認し、必要があれば、改善案を作成する。

(6) 推進会議の決定を基に、学長は、事項の性質・重要性に応じ、教育研究審議会、経営審議会、理事会の審議を経て、組織の長等に対して、承認、改善指示を行う。

(7) 各階層において、改善指示に基づいて改善を実施（Action）し、または、次期の計画（Plan）

に反映させる。

(8) 教育プログラム等について、全学・組織レベルにおいて、毎年、定期的に点検を実施するとともに、一定期間経過後、総合評価を行い、見直し・改善を図る。また、この結果として、教育プログラムの新設、大きな変更（3つのポリシーの大幅な変更、主要科目の変更等）等を行う際は、人材需要の動向等社会の要請、学生確保の見通し、育成すべき能力やカリキュラムの内容・水準、授与する学位の適切性等を踏まえ、推進会議で審議し、関係部局に改善指示を行う。

#### 4 社会に対する説明責任

大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、社会に対する説明責任として、法令に基づき、内部質保証の取組をはじめとする教育研究等の状況を適切に公表する。

#### 5 本方針の見直し

本方針に基づく内部質保証の有効性や効率性を確認し、本方針は定期的に見直しを行う。